

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	群馬県
3. 市区町村名	藤岡市
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	113-4-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.fujioka.gunma.jp/kakuka/f_somu/bangoseido.html

執行機関名 藤岡市長

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	保育料の減免を行う私立幼稚園の設置者に対する補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		藤岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第1の項 保育料の減免を行う私立幼稚園の設置者に対する補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	藤岡市私立幼稚園就園奨励費・就園援助費補助金交付要綱(昭和54年告示第3号)第1条、第2条

⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、私立幼稚園及び認定こども園(幼稚園型)(以下「園」という。)の設置者が、保育料等の減免をする場合に、藤岡市が行う <u>私立幼稚園就園奨励費・就園援助費補助金の交付</u> について必要な事項を定めるものとする。 第2条 市長は、園の設置者が、当該園に在園する3歳児、4歳児及び5歳児の <u>保護者</u> (藤岡市に居住し住民基本台帳に登録されているもの)に対し、入園料及び保育料を減免する場合に、別表第1及び別表第2に定める範囲内において補助を行うものとする。 2 保護者の世帯が別表第1及び別表第2のいずれにも該当する場合には、それぞれの表に定める減免額を比較し、当該保護者の負担がより軽減されることとなる額を交付するものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		藤岡市私立幼稚園就園奨励費・就園援助費補助金交付要綱(昭和54年告示第3号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	藤岡市私立幼稚園就園奨励費・就園援助費補助金交付要綱第4条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第4条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	私立幼稚園就園奨励費・就園援助費補助金の交付の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	藤岡市私立幼稚園就園奨励費・就園援助費補助金交付要綱第3条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者の保護者等に係る市町村民税に関する情報	当該申請に係る園児の保護者又は当該園児と生計を共にする者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 ロ	藤岡市私立幼稚園就園奨励費・就園援助費補助金交付要綱第2条第1項、第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請に係る園児と同居及び生計を共にする者に係る住民票に記載された住民票関係情報